

第 361 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 361 回三木市議会（令和 2 年 11 月 30 日開会）に提出する議案 21 件（専決処分の報告 1 件、条例関係 7 件、補正予算関係 6 件、その他 7 件）の概要は次のとおりです。

1 報告関係【別添「令和 2 年度 10 月補正予算（専決処分）の概要」参照】

- (1) 報告第 6 号 専決処分について（令和 2 年度三木市一般会計補正予算（第 6 号））

2 条例関係

- (1) 第 67 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

議員の期末手当の年間支給月数を 4.50 月から 4.45 月に引き下げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
計	100 分の 450	100 分の 270	100 分の 135

(イ) 令和 2 年 12 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
計	100 分の 445	100 分の 267	100 分の 133.5

(ウ) 令和3年4月1日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 222.5	100 分の 133.5	100 分の 66.75
12 月 1 日	100 分の 222.5	100 分の 133.5	100 分の 66.75
計	100 分の 445	100 分の 267	100 分の 133.5

ウ 施行期日

(ア) イ(イ) 令和2年12月1日

(イ) イ(ウ) 令和3年4月1日

**(2) 第68号議案 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について（総務課）**

ア 改正理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を4.50月から4.45月に引き下げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
計	100 分の 450	100 分の 270	100 分の 135

(イ) 令和2年12月1日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66
計	100 分の 445	100 分の 267	100 分の 133.5

(ウ) 令和3年4月1日施行

基準日	在職期間		
	6箇月	3箇月以上6箇月未満	3箇月未満
6月1日	100分の222.5	100分の133.5	100分の66.75
12月1日	100分の222.5	100分の133.5	100分の66.75
計	100分の445	100分の267	100分の133.5

ウ 施行期日

(ア) イ(イ) 令和2年12月1日

(イ) イ(ウ) 令和3年4月1日

(3) 第69号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、一般職の職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

令和2年の人事院勧告の内容に準拠した期末勤勉手当の引下げを実施する。

(ア) 一般職の職員の給与に関する条例の改正

期末勤勉手当について、年間支給月数を4.50月から4.45月に引き下げる（期末手当で引下げ）。

(i) 現行

	6月期	12月期	計
期末手当	100分の130	100分の130	100分の260
勤勉手当	100分の95	100分の95	100分の190
計	100分の225	100分の225	100分の450

(ii) 令和2年12月1日施行

	6月期	12月期	計
期末手当	100分の130	100分の125	100分の255
勤勉手当	100分の95	100分の95	100分の190
計	100分の225	100分の220	100分の445

(iii) 令和3年4月1日施行

	6月期	12月期	計
期末手当	100分の127.5	100分の127.5	100分の255
勤勉手当	100分の95	100分の95	100分の190
計	100分の222.5	100分の222.5	100分の445

(イ) 三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(i) 特定任期付職員（高度の専門的な知識経験を有する者を、その知識経験を必要とする業務に従事させる場合に、選考により5年を超えない範囲で任期を定めて採用する職員）の期末手当の支給月数を改定する。

(ii) 期末手当を100分の170から100分の167.5に引き下げる。

ウ 施行期日

(ア) イ(ア)(ii) 令和2年12月1日

(イ) イ(ア)(iii)及びイ(イ) 令和3年4月1日

(4) 第70号議案 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校再編室）

ア 改正理由

令和元年10月3日策定（令和2年2月18日一部改定）の「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づき、令和3年4月1日付けで、中吉川小学校、上吉川小学校及びみなぎ台小学校を統合し、名称を吉川小学校とし、志染中学校及び緑が丘中学校を統合し、名称を緑が丘中学校とすることに伴い、三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 第2条の表中

〃 中吉川小学校	三木市吉川町大畑543番地
〃 上吉川小学校	三木市吉川町前田1005番地
〃 みなぎ台小学校	三木市吉川町みなぎ台1丁目31番地の3

を

〃 吉川小学校	三木市吉川町みなぎ台1丁目31番地の3
---------	---------------------

に改める。

(イ) 同表中「三木市立志染中学校」の項を削る。

ウ 施行期日

令和3年4月1日

(5) 第71号議案 三木市立児童センター条例の一部を改正する条例の制定について（子育て支援課）

ア 改正理由

平成17年10月の市町合併以降、吉川町内における放課後児童健全育成（アフタースクール）事業は、旧上吉川幼稚園をアフタースクール専用施設として「児童センターよかわ分館」と位置づけて事業を実施してきた。

令和3年4月に実施される小中学校の学校再編に伴い、現みなぎ台小学校でアフタースクールを実施予定であるため、「児童センターよかわ分館」を廃止する。

イ 改正内容

児童センターよかわ分館に係る規定を削る。

ウ 施行期日

令和3年4月1日

(6) 第72号議案 自由が丘中公園バス待合施設条例の一部を改正する条例の制定について（交通政策課）

ア 改正理由

令和2年10月に実施した市内バス交通の見直しにおいて、自由が丘中公園が北播磨総合医療センター方面行きバスの始発地でなくなったことに伴い、条例第1条の「北播磨総合医療センター方面行きバス及び地域ふれあいバス等の始発地である自由が丘中公園に、自由が丘中公園バス待合施設（以下「施設」という。）を設置する」との規定を改正する必要があるため。

イ 改正内容

当該条文を「路線バス及び地域ふれあいバス等の交通結節点である自由が丘中公園に、自由が丘中公園バス待合施設（以下「施設」という。）を設置する」に改める。

ウ 施行期日

公布の日

(7) 第73号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部）

ア 改正理由

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い三木市火災予防条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 火災予防上対象となる火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を 200 キロワットまで拡大する。
- (イ) (ア)の改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正する。
- (ウ) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のものを除く。)については、消防署への設置の届出を求める。

ウ 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

3 条例、補正予算関係以外

(1) 第 74 号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について(総務課)

市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入、西脇多可行政事務組合との事務統合による北播磨清掃事務組合の解散に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(2) 第 75 号議案 指定管理者の指定について(星陽やすらぎセンター及び星陽ふれあい広場)(障害福祉課)

星陽やすらぎセンター及び星陽ふれあい広場について、令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることにつき、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(3) 第 76 号議案 指定管理者の指定について(共同作業所)(障害福祉課)

三木共同作業所及び口吉川共同作業所について、令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることにつき、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(4) 第 77 号議案 指定管理者の指定について(みきやま斎場)(市民課)

みきやま斎場について、令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることにつき、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(5) 第 78 号議案 指定管理者の指定について(自由が丘中公園バス待合施設)(交通政策課)

自由が丘中公園バス待合施設について、令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることにつき、法律の定めるところにより、議会の

議決を求めるもの。

(6) 第 79 号議案 指定管理者の指定について（農産物工房）（農業振興課）

農産物工房について、令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることにつき、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(7) 第 80 号議案 指定管理者の指定について（別所ゆめ街道飲食物産館等）（観光振興課）

別所ゆめ街道飲食物産館、石野休憩所及び別所休憩所について、令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることにつき、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

4 補正予算関係 【別添「令和 2 年度 12 月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第 81 号議案 令和 2 年度三木市一般会計補正予算（第 7 号）
- (2) 第 82 号議案 令和 2 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- (3) 第 83 号議案 令和 2 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- (4) 第 84 号議案 令和 2 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (5) 第 85 号議案 令和 2 年度三木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (6) 第 86 号議案 令和 2 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 3 号）